

特別共同企業体の結成について、次のとおり告示する。

令和3年5月12日

登別市長 小笠原 春 一

1 対象工事

- | | | |
|----------|------------------------------|----|
| (1) 工事名 | (仮称) 登別市情報発信拠点施設建設 (建築主体) 工事 | |
| (2) 工事場所 | 登別市登別港町 | |
| (3) 工期 | 令和4年10月14日 まで | |
| (4) 工事概要 | 直接仮設 | 一式 |
| | 土工 | 一式 |
| | 地業 | 一式 |
| | 鉄筋 | 一式 |
| | コンクリート | 一式 |
| | 型枠 | 一式 |
| | 鉄骨 | 一式 |
| | 既製コンクリート | 一式 |
| | 防水 | 一式 |
| | 石 | 一式 |
| | タイル | 一式 |
| | 木工 | 一式 |
| | 金属 | 一式 |
| | 左官 | 一式 |
| | 建具 | 一式 |
| | 塗装 | 一式 |
| | 内外装 | 一式 |
| | 仕上ユニット | 一式 |
| | 昇降機設備 | 一式 |
| | 撤去費 | 一式 |
| | 発生材処理 | 一式 |

2 構成員数

構成員の数は、2社又は3社とする。

3 構成員の組合せ

- (1) 発注工事に対応する工事種別の有資格者であること。
- (2) 特定建設業許可業者を2社以上含む組み合わせであること。
- (3) 施工実績がある業者を2社以上含む組み合わせであること。

※ 施工実績 … 過去15年間 (平成18年5月以降) に発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認める工事の元請としての実績。

なお、共同企業体としての施工実績は、共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- (4) A又はB等級に格付けされている、登別市内に本店又は主たる営業所を有している企業（市内企業）を含む組み合わせであること。
- (5) B等級以上に格付けされている市内企業又は経営事項審査に係る総合評定値が681点以上の市外企業を含む組み合わせであること。

4 共同企業体構成員の必要な資格

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「資格審査事務処理要綱」という。）第4条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、建築工事に登録されている者で、市内企業にあつてはB等級以上に格付けされている者。市外企業にあつては、資格者名簿に登録されている者のうち、建築工事に登録されている者で、室蘭市に本店又は主たる事業所を有し（準市内）、かつ、経営事項審査に係る総合評定値が681点以上であり、特定建設業許可を有する者。
- (2) 入札執行日までの間、資格審査事務処理要綱第8条の規定による指名の停止を受けていないこと（指名の停止を受けた場合には既にその停止の期間を経過していること。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続開始の申立てがなされている者については、手続の開始決定後、経営事項審査を受け本市の入札参加資格審査申請書が再度提出されていること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上あること。
- (5) 発注工事に対応する許可業種に係る技術者の配置は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定の例によるものとし、代表者は国家資格を有する監理技術者を専任で配置することができること。その他の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置することができること。
- (6) その他工事発注に当たって必要と定める要件を満たしていること。

5 結成方法

構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とする。

6 出資比率

出資比率は、登別市の建設工事共同企業体運用基準の規定によるものとする。
2社の場合30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上とする。

7 代表者の選定等

- (1) 特定建設業許可業者を代表者とする。
- (2) 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 特別共同企業体競争入札参加資格の審査

(1) 申請書等

特別共同企業体による競争入札参加希望者は、競争入札参加審査申請書に次の書類を添付して提出し、資格の審査を受けなければならない。

ア 特別共同企業体競争入札参加資格審査申請書

イ 特別共同企業体協定書（甲型）

ウ 特別共同企業体委任状

エ 類似工事施工実績調書

オ 工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し等）

平成13年4月以降の登別市発注工事については省略することができる。

カ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

（注1）申請書を提出する際には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼った長3号封筒を併せて提出すること。

（注2）設計書等を閲覧し施工内容を確認の上、申請書を提出すること。

(2) 受付期間

令和3年5月13日（木）から令和3年5月21日（金）まで

(3) 受付時間

午前10時から午後5時まで

(4) 受付場所

登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部契約・管財グループ（TEL 0143-85-1184）

(5) 提出方法

郵送又は持参することとする。

なお、郵送の場合、提出期限内の消印であっても、受付期間中に到達していなければ無効とする。

(6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加希望者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 資料の記載方法に関する問い合わせ先

(4) の受付場所と同じ

9 設計書等の閲覧・貸し出し

(1) 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和3年5月13日（木）から令和3年5月21日（金）まで

イ 閲覧時間 午前10時から午後5時まで

ウ 閲覧場所 8の(4)の受付場所と同じ

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、郵送又は持参により提出すること。

ア 受付期間 令和3年5月13日（木）から令和3年5月21日（金）まで

イ 受付時間 午前10時から午後5時まで

ウ 受付場所 8の(4)の受付場所と同じ

10 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和3年6月7日（月）までに申請者に対し入札参加資格審査結果通知書により通知する。

11 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当したときは、入札参加資格

を取り消す。

- (1) 申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。
- (2) 資格審査事務処理要綱第8条の規定による指名の停止を受けたとき。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月15日(火) 9時30分から

(2) 場所 登別市役所 第2会議室(本庁舎3階)

※郵便等による入札とし、開札における入札者等の立会・傍聴は認めない。

13 建設リサイクル法対象工事

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるが、解体工事が発生しないため、解体工事に要する費用等を考慮しないものとする。

14 その他

(1) 入札参加者は、登別市契約事務規則等の関係法令を遵守すること。

(2) その他不明な点は、登別市総務部契約・管財グループ(TEL 0143-85-1184)に照会すること。